

大阪府立山田高等学校における校内清掃作業・施設等維持管理業務について、  
次のとおり公表します。

【契約締結後の公表】

大阪府立山田高等学校がシルバー人材センターから業務委託の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の3の規定により公表する。

平成30年4月2日

大阪府立山田高等学校長 今堀 直三

1. 業務内容 校内清掃作業・施設等維持管理業務委託

2. 契約の相手方  
吹田市千里山松が丘26番23号  
公益社団法人 吹田市シルバー人材センター  
理事長 後藤 旬寸

3. 契約の相手方とした理由  
本件委託の「公益社団法人吹田市シルバー人材センター」は、高齢者が就業を通じて健康を保持し、生きがいの充実や、その労働能力を生かして地域社会に貢献することを目的とした公益社団法人である。

当センターの請負業務は、「植木の手入れ」「除草」「清掃」「施設管理」など多岐にわたり、役務請負、清掃業務等で地域社会に実績がある。

今般、本校において当該業務を実施するにあたり、当センターより見積書を徴し、契約金額等を検討した結果、価格についても適当であると思われる。  
よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、「公益社団法人吹田市シルバー人材センター」と随意契約を結ぶこととする。

4. 契約日 平成30年4月1日

5. 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日

6. 契約金額 1,013,200円